

## 平成 21 年度新分野進出等表彰事業実施要領

### 1 目的

新分野・新事業への進出、新技術・新工法の開発等への先進的・意欲的な取り組み事例の中で、雇用効果が高いもの、事業の継続性や将来の発展可能性があるもの、地域経済社会への貢献が認められるものなどを表彰することにより、経営体質の強化への取り組み意欲を喚起し、建設業の構造改革の推進を図るもの。

### 2 表彰対象者等

#### (1) 対象者

経営体質の強化に意欲的に取り組んでいる岩手県内に本社を有する建設業許可業者（以下「許可業者」という）及びその許可業者の子会社、関連会社・グループ等による事業経営体とする。

なお、関連会社等が単独で事業経営している場合、許可業者である建設業本体は対象とならない。

[対象とする事業例]

- ・建設業本体による単独事業
- ・建設業本体と子会社又は建設業本体と関連会社（又は関連法人）との共同事業

#### (2) 対象とする事業期間

原則として、平成 14 年度以降に開始した取り組みを対象とする。

#### (3) 対象事業

「農林水産」、「環境リサイクル」、「保健福祉生活」、「建設（技術・工法、リフォーム等）」又は「サービス関連（小売・飲食、サービス等）」の 5 つの事業分野とする。

平成 21 年 9 月末日までに売上が発生している事業とする。

事業の本拠（事業所・店舗・作業所等）が、概ね許可業者の本社が所在する広域生活圏またはそれに近接する市町村内である事業とする。

表彰を受けた企業による他の取り組み又は奨励企業の取り組みは対象とする。

（過去に新分野進出等表彰事業により表彰を受けた取り組みは、対象外とする。）

### 3 申請方法等

#### (1) 申請方法

申請者からの応募とする。

#### (2) 申請期間

平成 21 年 9 月 18 日（金）～平成 21 年 10 月 23 日（金）

#### (3) 申請書類

申請様式「平成 21 年度新分野進出等表彰事業 申請書」（別紙）

その他事業計画書、事業を紹介する資料（パンフレット・紹介記事等）等を添付すること。

#### (4) 提出先

経営支援センター（社団法人 岩手県建設業協会）

#### 4 審査方法及び審査項目

##### (1) 審査方法

1次審査及び2次審査により行う。

〔1次審査〕：経営支援センターにおいて、平成21年10月下旬に、5つの事業分野について5～6件程度を選定する。

〔2次審査〕：経営支援センターが設置する「外部審査委員会」において、平成21年11月下旬に、必要に応じ現状調査、ヒアリング等を実施し、5つの事業分野ごとに概ね3社を選定する。

##### (2) 審査項目

1次審査及び2次審査における審査項目は、以下のとおりとする。

###### 〔1次審査〕

事業実績（売上額・収益性）

雇用実績（雇用者数、雇用形態）

投資・活動実績（設備投資額・事業の活動実績・社会的周知度）

###### 〔2次審査〕

事業の将来性（経営・雇用の見通しなど）

新規性・独創性（技術・商品・事業スキーム等の新規性・独創性）

社会貢献性（地域経済への貢献度、産地形成など）

会社としての「経営革新」への取組状況（「他の新分野・新事業」「新技術・新工法」「新規市場開拓」「経営強化」など）

#### 5 表彰者及び奨励企業の決定

県において、平成21年12月上旬を目途に、経営支援センターからの推薦を受けた対象者の中から表彰者を決定し、平成22年2月に開催を予定する「新分野・新事業フォーラム」（以下「フォーラム」という）の場において表彰する。

なお、審査結果に応じて「最優秀賞」及び「優秀賞」を決定するとともに、1次審査の結果、2次審査の対象とならなかったもの、及び2次審査の結果、表彰の対象とならなかったものについては、外部審査委員会に諮り、一定の成果が認められる取組みと評価したものを「奨励企業」として別途認定する。

#### 6 表彰見合わせ

県は、失行があった者等本表彰の目的にふさわしくないと認められる者が申請した事業は、表彰を見合わせすることができる。

#### 7 表彰者の表彰と事業紹介

各事業分野の表彰者については、フォーラムの中で表彰を行うとともに、発表会を行うほか、報告書を取りまとめるなど、広く周知に努める。

#### 8 総合評価落札方式・競争入札参加資格審査における加点評価

現在、当該表彰事業で表彰を受けた者又は奨励企業として認定された者については、総合評価落札方式、競争入札参加資格審査で評価することとしている。

平成21年度における表彰受賞企業、奨励企業に対しても、平成22年度の総合評価落札方式、平成23・24年度競争入札参加資格審査において評価する方向で別途検討することとしている。

具体的な点数、加点期間等については、それぞれの基準決定後に公表する。

なお、現行の評価方法は次のとおりである。

**【現行の評価方法】**

**（１）総合評価落札方式の評価項目Aにおける評価【平成21年度】**

前年度までの新分野進出等表彰（奨励企業含む。）の受賞の有無により評価する。  
受賞あり 0.3点

**（２）競争入札参加資格審査の技術等評価点数における評価【平成21・22年度】**

県内建設企業が、次に該当する場合、加点する。ただし、同じ企業が複数年度又は複数分野で表彰等を受けている場合は、点数が高いものを加点する。

平成19年度又は平成20年度に、岩手県の新分野進出等表彰を受賞した場合、最優秀賞は20点、優秀賞は10点加点する。

以外に、岩手県の新分野進出等表彰を受けた企業が別に定める基準を満たす場合、最優秀賞受賞企業は20点、優秀賞受賞企業は10点加点する。

**〔別に定める基準〕**

次のいずれにも該当する場合には、加点の継続を認める。

- ・ 平成17年度又は平成18年度に岩手県の新分野進出等表彰を受けた事業を現在も継続していること。
- ・ 新分野進出等表彰に係る事業を営む経費について、直前2年の各事業年度に、300万円以上の支出（ ）があること。  
支出には、人件費、賃借料、材料費等その他の費用を含む。

平成19年度又は平成20年度に、岩手県の新分野進出等奨励企業と認定された場合、5点加点する。